

高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成25年1月11日

高知県知事 尾崎 正直

## 高知県条例第20号

### 高知県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

目次

第1章 総則（第1条―第3条）

第2章 基本方針（第4条）

第3章 設備及び運営に関する基準（第5条―第47条）

第4章 雑則（第48条）

附則

#### 第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この条例は、障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第84条第1項の規定により、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（定義）

**第2条** この条例において使用する用語の意義は、この条例で定めるものを除くほか、法及び障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第177号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

（障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準）

**第3条** 法第84条第1項の条例で定める障害者支援施設の設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- （1）法第84条第2項第1号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第6条、第12条（第1項第2号イ及び第7号イを除く。）、第13条、第14条第3項、第23条第6項及び第24条第3項の規定による基準
- （2）法第84条第2項第2号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第11条第1項第2号及び第2項第2号ウ並びに附則第3項及び第4項の規定による基準
- （3）法第84条第2項第3号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準に従い定める基準 第23条第7項、第24条第4項、第26条、第35条、第42条、第43条及び第46条の規定による基準
- （4）法第84条第2項第4号に掲げる事項について同項の厚生労働省令で定める基準を標準として定める基準 第10条、第12条第1項第2号イ及び第7号イ並びに第14条第2項の規定による基準
- （5）法第84条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の厚生労働省令で定める基準を参酌して定める基準 次章及び第3章並びに附則第2項から第6項までに定める基準のうち、前各号に定める規定による基準以外のもの

#### 第2章 基本方針

（基本方針）

**第4条** 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第20条第1項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果についての継続的な評価の実施その他の措置を講ずることにより、利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に当該利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。
- 3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者の設置その他の必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

### 第3章 設備及び運営に関する基準

(構造設備の一般原則等)

**第5条** 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

- 2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であって、火災時における利用者の安全性が確保されているものと認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

(1) スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

(2) 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なものであること。

(3) 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

**第6条** 障害者支援施設の長（以下「施設長」という。）は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第19条第1項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業（同法第2条第1項に規定する社会福祉事業をいう。）に2年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

**第7条** 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めておかななければならない。

- (1) 障害者支援施設の目的及び運営の方針
- (2) 提供する施設障害福祉サービスの種類
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
- (5) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
- (6) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
- (7) 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
- (8) サービスの利用に当たっての留意事項
- (9) 緊急時等における対応方法
- (10) 非常災害対策

- (11) 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合は、当該障害の種類
- (12) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (13) 前各号に掲げるもののほか、事業の運営に関する重要事項  
(非常災害対策)

**第8条** 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、知事が別に定める社会福祉施設に係る防災対策のための指針等に基づく南海地震（高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員に周知しなければならない。

- 2 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、前項の防災対策マニュアルの概要を当該障害者支援施設の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

(記録の整備)

**第9条** 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から5年間保存しなければならない。

- (1) 第20条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画
- (2) 第42条第1項に規定する身体拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項についての同条第2項の記録
- (3) 第44条第1項の苦情の内容等についての同条第2項の記録
- (4) 第46条第1項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置についての同条第2項の記録

(規模)

**第10条** 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成18年厚生労働省令第19号。以下「施行規則」という。）第6条の6第1号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）、自立訓練（生活訓練）（施行規則第6条の6第2号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）、就労移行支援及び就労継続支援B型（施行規則第6条の10第2号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。） 20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設（次条第3項に規定する認定障害者支援施設を除く。以下この条において同じ。）にあっては、10人以上）
  - (2) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）
- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスの利用定員の合計が20人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、12人以上）でなければならないものとする。

- (1) 生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援 6人以上
- (2) 就労継続支援B型 10人以上
- (3) 施設入所支援 30人以上（入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあっては、10人以上）  
（設備の基準）

**第11条** 障害者支援施設には、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより、当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、設備の一部を設けないことができる。

- (1) 訓練・作業室
- (2) 居室
- (3) 食堂
- (4) 浴室
- (5) 洗面所
- (6) 便所
- (7) 相談室
- (8) 多目的室
- (9) 前各号に掲げるもののほか、運営上必要な設備

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 訓練・作業室
  - ア 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
  - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
  - ウ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- (2) 居室
  - ア 1の居室の定員は、4人以下とすること。
  - イ 地階に設けてはならないこと。
  - ウ 利用者1人当たりの床面積は、収納設備等を除き、9.9平方メートル以上とすること。
  - エ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
  - オ 1以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
  - カ 必要に応じて、利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
  - キ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
- (3) 食堂
  - ア 食事の提供に支障がない広さを有すること。
  - イ 必要な備品を備えること。
- (4) 浴室 利用者の特性に応じたものであること。
- (5) 洗面所
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (6) 便所
  - ア 居室のある階ごとに設けること。
  - イ 利用者の特性に応じたものであること。
- (7) 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

(8) 廊下幅

ア 1.5メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、1.8メートル以上とすること。

イ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年<sup>文部省</sup>令第2号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（次条第1項第5号において「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するもののほか、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（職員配置の基準）

**第12条** 障害者支援施設に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(1) 施設長 1

(2) 生活介護を行う場合

ア 生活介護を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(イ) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(a)及び(b)に掲げる数を合計した数以上とする。

(a) i から iii までに掲げる平均障害程度区分に応じ、それぞれ i から iii までに定める数

i 平均障害程度区分が4未満 利用者（省令第11条第1項第2号イ(2)(一)(イ)(i)の規定により厚生労働大臣が定める者を除く。ii及びiiiにおいて同じ。）の数を6で除した数

ii 平均障害程度区分が4以上5未満 利用者の数を5で除した数

iii 平均障害程度区分が5以上 利用者の数を3で除した数

(b) (a) i の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を10で除した数

b 看護職員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とする。

d 生活支援員の数は、生活介護の単位ごとに、1以上とする。

(ウ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又は b に定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(イ)の生活介護の単位とは、生活介護であって、その提供が同時に1又は複数

の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は、20人以上とする。

ウ ア(イ)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(イ)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(3) 自立訓練（機能訓練）を行う場合

ア 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員

a 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b 看護職員の数は、1以上とする。

c 理学療法士又は作業療法士の数は、1以上とする。

d 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

a 又は b に定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この号において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、アに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

ウ ア(ア)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難である場合は、これらの者に代えて、日常生活を営むために必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

エ ア(ア)の看護職員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ア)の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

カ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(4) 自立訓練（生活訓練）を行う場合

ア 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上

(イ) サービス管理責任者 a 又は b に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

a 又は b に定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ 健康上の管理等の必要がある利用者のために看護職員を置いている場合については、ア(ア)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ1

以上とする。

ウ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この号において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、ア及びイに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を1人以上置くものとする。

エ ア(ア)（イの規定により読み替えて適用する場合を含む。）の生活支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(5) 就労移行支援を行う場合

ア 就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を6で除した数以上とする。

b 職業指導員の数は、1以上とする。

c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を15で除した数以上

(ウ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

a又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ アの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

b 職業指導員の数は、1以上とする。

c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

a又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

ウ ア(ア)又はイ(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

エ ア(イ)の就労支援員のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

オ ア(ウ)又はイ(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(6) 就労継続支援B型を行う場合

ア 就労継続支援B型を行う場合に置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 職業指導員及び生活支援員

a 職業指導員及び生活支援員の総数は、常勤換算方法で、利用者の数を10で除した数以上とする。

b 職業指導員の数は、1以上とする。

c 生活支援員の数は、1以上とする。

(イ) サービス管理責任者 a 又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又はbに定める数

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

イ ア(ア)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか1人以上は、常勤でなければならない。

ウ ア(イ)のサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならない。

(7) 施設入所支援を行う場合

ア 施設入所支援を行うために置くべき職員及びその員数は、次のとおりとする。

(ア) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、a 又はbに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ a 又はbに定める数とする。ただし、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は省令第11条第1項第7号イ(1)の規定により厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあつては、宿直勤務を行う生活支援員を1以上とする。

a 利用者の数が60以下 1以上

b 利用者の数が61以上 1に、利用者の数が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

(イ) サービス管理責任者 当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

イ アの施設入所支援の単位とは、施設入所支援であつて、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は、30人以上とする。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第1項第2号から第6号までの常勤換算方法とは、当該職員のそれぞれの勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

4 第1項各号（第1号を除く。）に掲げる障害者支援施設の職員は、生活介護の単位（同項第2号イに規定する生活介護の単位をいう。）若しくは施設入所支援の単位（同項第7号イに規定する施設入所支援の単位をいう。）ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第1項第1号の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

（複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数）

**第13条** 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が20人未満である場合は、前条第1項第2号エ、第3号エ及びオ、第4号エ、第5号ウ（イ(ア)に係る部分を除く。）及びエ並びに第6号イの規定にかかわらず、当該



障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員（施設長、同項第2号ア（ア）の医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

- 2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第1項第2号ア（ウ）及びオ、第3号ア（イ）及びカ、第4号ア（イ）及びオ、第5号ア（ウ）、イ（イ）及びオ並びに第6号ア（イ）及びウの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち省令第12条第2項の規定により厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、1人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

（1）利用者の数の合計が60以下 1以上

（2）利用者の数の合計が61以上 1に、利用者の数の合計が60を超えて40又はその端数を増すごとに1を加えて得た数以上

（従たる事業所を設置する場合における特例）

**第14条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設における主たる事業所（第3項において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

- 2 従たる事業所は、6人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

- 3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ1人以上は、常勤であり、かつ、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

**第15条** 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対して自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対して自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（心身の状況等の把握）

**第16条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（障害福祉サービス事業者等との連携等）

**第17条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（障害者支援施設が利用者に求めることができる金銭の支払の範囲等）

**第18条** 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払

を求めることができる場合は、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させる場合であって、当該利用者に対して支払を求めることが適当であるときに限るものとする。

- 2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに利用者に対して金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、当該利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

**第19条** 障害者支援施設は、次条第1項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、当該利用者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

- 2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービス計画の作成等)

**第20条** 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

- 2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活及び課題等の把握（以下この条において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。
- 3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を当該利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。
- 4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるように努めなければならない。
- 5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議を開催し、前項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。
- 6 サービス管理責任者は、第4項の施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明を行い、文書により当該利用者の同意を得なければならない。
- 7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際は、当該施設障害福祉サービス計画を利用者に交付しなければならない。
- 8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項の規定による施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

**第21条** サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行わなければならない。

(1) 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

(2) 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。

(3) 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

**第22条** 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、当該利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応ずるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が、当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第6条の10第1号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合は、他のサービス事業所等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

**第23条** 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清拭しなければならぬ。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

**第24条** 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時1人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、利用者に対し、その負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

（生産活動）

**第25条** 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情並びに製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うように努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防塵設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（工賃の支払等）

**第26条** 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に対し、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対して支払われる1月当たりの工賃の平均額を、3,000円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を知事が障害者の工賃を向上させることを目的として策定する計画において定める額以上とすることを目標として、第1項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対して支払われた1月当たり又は1時間当たりの工賃の平均額を利用者に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

（実習の実施）

**第27条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習を実施することができるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前2項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障

害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）第27条第2項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

**第28条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

**第29条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、当該利用者が就職した日から6月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

**第30条** 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を知事に報告しなければならない。

（食事）

**第31条** 障害者支援施設（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合は、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対し、その内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

6 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下この項において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

（社会生活上の便宜の供与等）

**第32条** 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得

て代わって行わなければならない。

- 3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

**第33条** 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対し、毎年2回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

**第34条** 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに、医療機関への連絡その他の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

**第35条** 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、入院後おおむね3月以内に退院することが見込まれるときは、当該利用者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

**第36条** 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る給付金（省令第33条の2の規定により厚生労働大臣が定める給付金をいう。以下この条において同じ。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。
- (2) 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従って用いること。
- (3) 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- (4) 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者取得させること。

(施設長の責務)

**第37条** 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

- 2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員に法及びこの条例の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

**第38条** 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供することができるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めておかななければならない。

- 2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によって施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

- 3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

**第39条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

**第40条** 障害者支援施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

**第41条** 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかななければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めなければならない。

(身体拘束等の禁止)

**第42条** 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（次項において「身体拘束等」という。）を行ってはならない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体拘束等を行う場合は、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

**第43条** 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

**第44条** 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村から求めがあった場合は、速やかに、前項の改善の内容を報告しなければならない。

(地域との連携等)

**第45条** 障害者支援施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

**第46条** 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び当該事故に際して採った処置について記録

しなければならない。

- 3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(暴力団の排除)

**第47条** 障害者支援施設の設置者、施設長その他当該障害者支援施設の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（次項において「設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この条において同じ。）であってはならない。

- 2 障害者支援施設の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。次項において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならない。

- 3 障害者支援施設の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならない。

#### **第4章 雑則**

(委任)

**第48条** この条例に定めるもののほか、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準に関し必要な事項は、規則で定める。

#### **附 則**

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第8条（防災対策マニュアルの策定等及び掲示に係る部分に限る。）、第26条第3項（工賃の平均額の目標に係る部分に限る。）、第31条第6項及び第47条の規定は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年10月1日（以下「省令施行日」という。）において現に存していた法附則第41条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第35条の規定による改正前の身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第30条に規定する身体障害者療護施設（以下「身体障害者療護施設」という。）又は法附則第58条第1項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第52条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号。次項において「旧知的障害者福祉法」という。）第21条の6に規定する知的障害者更生施設（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成18年厚生労働省令第169号。次項において「整備省令」という。）による廃止前の知的障害者援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第22号。以下「旧知的障害者援護施設最低基準」という。）第22条第1号に規定する知的障害者入所更生施設に限る。以下「知的障害者更生施設」という。）において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物（省令施行日において基本的な設備が完成していたものを含み、省令施行日後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更したものを除く。以下同じ。）については、当分の間、第11条第1項第8号の多目的室を設けないことができる。

- 3 省令施行日において現に存していた身体障害者療護施設であって整備省令による改正前の身体障害者更生援護施設の設備及び運営に関する基準（平成15年厚生労働省令第21号）附則第3条の規定の適用を受けているもの、知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設（旧知的障害者福祉法第21条の7に規定する知的障害者授産施設（旧知的障害者援護施設最低基準第46条第1号に規定する知的障害者入所授産施設に限る。）をいう。



附則第5項において同じ。)において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「6.6平方メートル」とする。

- 4 省令施行日において現に存していた知的障害者更生施設であって、旧知的障害者援護施設最低基準附則第2条から第4条までの規定の適用を受けているものにおいて施設障害福祉サービスを提供する場合における当該施設の建物について、第11条第2項の規定を適用する場合には、同項第2号ウ中「9.9平方メートル」とあるのは、「3.3平方メートル」とする。
- 5 省令施行日において現に存していた知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設において施設障害福祉サービスを提供する場合におけるこれらの施設の建物については、当分の間、第11条第2項第2号キのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。
- 6 省令施行日において現に存していた身体障害者療護施設において施設障害福祉サービスを提供する場合における当該身体障害者療護施設の建物については、第11条第2項第8号イの規定は、当分の間、適用しない。